

NTNグループ グリーン調達基準書 (第六版)

2024年6月3日改訂

NTN株式会社

目次

1	はじめに	1
2	NTN環境基本方針	2
3	目的	3
4	グリーン調達の考え方	3
5	対象	3
5.1	対象とする仕入先様	3
5.2	対象とする調達品	3
5.3	調達品毎の遵守義務	4
6	用語の定義	5
6.1	NTN環境負荷物質	5
6.2	管理水準	5
6.2.1	NTN禁止物質	5
6.2.2	NTN申告必須物質	5
6.2.3	NTN要請時報告物質	5
6.3	含有	5
6.4	エビデンス	5
6.5	ELV/RoHS10 物質	5
6.6	管理値	5
6.7	閾値	6
6.8	均質材料	6
7	要請事項	6
7.1	環境に配慮した経営の推進	6
7.1.1	環境法令の遵守	6
7.1.2	環境マネジメントシステムの構築	6
7.1.3	CO2 排出量の把握・削減	7
7.1.4	生物多様性保全への取組み	7
7.1.5	水リスク管理の推進	7
7.2	環境負荷物質の管理と情報伝達	7
7.2.1	NTN環境負荷物質管理基準の遵守	7
7.2.2	環境負荷物質含有情報および組成情報の提供	8
7.2.3	環境負荷物質管理体制の構築要請	8
7.2.4	NTN禁止物質の非含有保証書の提出	8
7.2.5	検査成績書へのELV/RoHS10 物質非含有確認 結果の記載	8
7.2.6	NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告	9
7.2.7	抜き取り分析でのELV/RoHS10 物質検出時の対応	9
7.3	その他の提出書類	10
7.4	グリーン調達基準書及び附属書の発効日	10
8	情報の取扱い	10
9	問合せ窓口	10
10	付則および改訂履歴	11

<別紙>

- 1 環境負荷物質管理体制の構築要請
- 2 ELV/RoHS10 物質の非含有報告方法
- 3 ELV/RoHS10 物質の分析及びエビデンス作成方法

<様式>

- 1 環境マネジメント体制確認シート
- 2 環境負荷物質管理体制チェックシート
- 3 NTN禁止物質の非含有保証書
- 4 ELV/RoHS10 物質エビデンス一覧表
- 5 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告書
- 6 グリーン調達基準同意書 兼 会社情報登録書

<附属書>

- NTN環境負荷物質リスト (ver. 1)

1 はじめに

私達 NTN グループは、「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」を企業理念に、人と自然が調和し、人々が安心して暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

軸受や等速ジョイントを始めとする NTN 商品は、元来、摩擦によるエネルギー損失を低減する「エコ商品」に位置付けられ、「なめらかな社会」の実現に貢献するものです。弊社では、地球温暖化防止に寄与すべく、事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減をサプライチェーン全体で取組むとともに、NTN 商品の更なる性能向上・全世界の省エネルギー化を図るため、日夜、研究開発に励んでいます。

一方、地球環境への負荷低減の一環として、環境負荷物質管理の重要性が年々高まっています。弊社ではグリーン調達活動の最重要テーマに「①製品に含まれる環境負荷物質の低減、②工程で使用する環境負荷物質の低減、③環境負荷物質の低減を可能とする生産設備や生産技術の導入」を掲げ、積極的に推進しています。EU で始まった環境負荷物質規制がグローバルスタンダード化し、類似の法令を施行する国が増え続ける中で、顧客からの要求もより高度化しており、弊社だけでなく、仕入先様も含めたサプライチェーンとしての厳格な環境負荷物質管理が求められています。

また、弊社では、ISO14001 に則った環境マネジメントシステムの継続的改善によって自社の事業活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、仕入先様に環境に配慮した経営の推進および ISO14001 等の環境認証の取得をお願いしています。

仕入先様におかれましては、本取組みの重要性をご理解いただくとともに、本基準書の遵守がお取引の前提となることをご認識いただき、弊社のグリーン調達へ積極的にご協力賜りますようお願い申し上げます。

2 NTN環境基本方針

弊社では以下の環境基本方針を制定し、調達を含む事業全般に亘る環境保全に取り組んでいます。

■ NTN環境基本方針 ■

私達NTNグループは、地球環境との共生を最重要課題とし、事業活動において環境汚染の予防および自然資本の保全を図るとともに、当社技術が社会の持続的発展に貢献できるよう不断の努力を行います。

1. 自社技術による地球温暖化防止への貢献
世界の省エネや創エネに寄与する新技術・新商品の開発および提供を通じて、地球温暖化防止に貢献します。
2. 法令等の遵守
環境法令や条例を遵守し、地域や顧客等利害関係者からの要請にも積極的に対応します。
3. 事業活動における環境負荷低減
NTNグループのあらゆる事業活動において、CO₂や規制物質の排出等の有害な環境影響を最少化するとともに、サプライチェーンの上下流（調達先～顧客）における環境負荷の把握および低減に努めます。
4. 持続可能な資源の利用
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を徹底し、原材料や水等の投入資源および廃棄物の削減に取り組めます。
5. 環境負荷物質の管理徹底
グリーン調達を推進し、製品および製造工程で用いる環境負荷物質の管理を徹底するとともに、有害性が高い物質については、積極的に代替物質へ転換します。
6. 生物多様性保全への取り組み
地域社会と連携して、積極的に森林保全等の環境保護活動を推進し、生物多様性の保全に取り組めます。
7. コミュニケーションの推進
NTNグループで働く全員に本方針を周知し環境意識の向上を図るとともに、環境への取組みを広く情報発信し、積極的に社会とのコミュニケーションを推進します。
8. 環境マネジメントシステムの継続的改善
環境パフォーマンス向上のため、環境マネジメントシステムを運用し継続的に改善します。

NTN株式会社
全社環境統括責任者

3 目的

仕入先様とのパートナーシップのもと、サプライチェーンを通じてグリーン調達を推進し、自社製品や事業活動に伴う環境負荷の最小化を図るとともに、顧客へ環境に配慮した商品をお届けすることにより、企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。

4 グリーン調達の考え方

弊社は「環境法令の遵守、環境保全への取組み (ISO14001等環境認証の取得と環境経営の実践)」と「納入品の環境品質 (有害物質非含有等)」の双方に優れる仕入先様との取引を優先します。

5 対象

5.1 対象とする仕入先様

- 製品および製造工程で使用する資材 (部品、材料、副資材、工程材料、包装材、生産設備) を納入していただく仕入先様
- 部品等の組立、加工 (鍛造、切削、研削、熱処理、表面処理等) を受託していただく仕入先様

5.2 対象とする調達品

弊社が、製品および製造工程で使用する全ての調達品

表1 調達品の具体例

区分	説明	具体例
部品、材料	NTN製品に使用する部品、原材料、半製品、完成品、グリース等	鋼材、加工部品、樹脂材料・部品、ゴム材料・部品、接着剤、グリース、はんだ、表面処理 (めっき等)、センサ、プリント基板、モータ等
副資材※1	出荷時に、NTN製品に付着・残留する可能性のある防錆油、塗料、インク、油性マーカ等	防錆油、塗料、テープ、ラベル、インク、油性マーカ、付着・残留する可能性がある工程材料等
工程材料	弊社の生産工程で使用する油剤、砥石等 (出荷時に、NTN製品に付着・残留しないもの)	熱処理油、加工油 (切削・研削)、洗浄剤、溶剤、中間防錆油、砥石等
包装材	入荷時に部品・材料等を包装・梱包している材料等、および出荷時にNTN製品を包装・梱包する材料等	段ボール、ポリ箱、トレイ、ポリ袋、緩衝材、パレット、木枠、テープ、結束バンド、ラベル、印字用インク等

※1 仕入先様で使用される副資材は部品の一部として管理してください

5.3 調達品毎の遵守義務

調達品の区分により、遵守いただく内容が異なりますので下表によりご確認ください。

表2 調達品毎の遵守義務

遵守項目	7.1 環境に配慮した経営の推進					7.2 環境負荷物質の管理と情報伝達								7.3 その他の提出書類（様式6）	
	7.1.1 環境法令の遵守	7.1.2 環境マネジメントシステムの構築（様式1）	7.1.3 CO2排出量の把握・削減	7.1.4 生物多様性保全の取組み	7.1.5 水リスク管理の推進	7.2.1 NTN環境負荷物質管理基準の遵守	7.2.2 環境負荷物質含有情報および組成情報の提供	7.2.3 環境負荷物質管理体制の構築要請（様式2）	7.2.4 NTN禁止物質の含有禁止と非含有保証書の提出（様式3）	7.2.5 検査成績書へのELV/RoHS10物質の非含有確認結果（様式4）			7.2.6 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告（様式5）		7.2.7 抜き取り分析でのELV/RoHS10物質検出時の対応
										(エビデンス要否)					
調達品 区分										鉛	水銀	カドミウム	六価クロム	PBB、PBDE	フタル酸エステル4種
原材料	鋼材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○
	樹脂等※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○
部品	樹脂等※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○	○
加工		○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
副資材	樹脂等※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	○	○
工程材	製品と接触	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
	製品と非接触	○	○	○	○	/	○	○	○	/	/	/	▲	○	○
設備 治具	製品と樹脂等※2 接触	○	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	▲	○	○
		○	○	○	○	/	○	○	○	/	/	/	▲	○	○
	製品と非接触	○	○	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	○	○
包装材	樹脂・ゴム	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	○	▲	▲	○
	その他	○	○	○	○	/	○	○	○	○	/	/	▲	▲	○
研究開発 用途	顧客提供 の可能性	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○
		なし	○	○	○	○	/	○	/	/	/	/	/	○	○
その他		○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○

※2 樹脂、ゴム、接着剤、塗料、コーティング等

【対象判定】

○:対象

△:自給材(防錆油、切削油等の副資材を含む)のみ対象

▲:NTN 禁止物質が対象

(包装材は鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、フタル酸エステル類、MOAH、MOSHのみ)

/:対象外

【書類/情報提供対象判定】

下線(二重線):本基準書に従い書類提出要

下線(波線):弊社からの別途要請に応じ書類提出

6 用語の定義

本基準書では、以下のように用語を定義します。

6.1 NTN環境負荷物質

- (1) 地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと弊社が判断した物質
- (2) 国内外の法規制や顧客基準において、その使用、用途、含有量等の制限や情報開示が求められている、または将来求められることが見込まれている物質

6.2 管理水準

弊社では、部品、材料、副資材、工程材料、包装材に含有する環境負荷物質を適切に管理するため、NTN 環境負荷物質を以下の 3 水準で管理しています。なお、管理水準は、法の趣旨や要請、物質の使用用途等から総合的に判断して設定しています。弊社の管理水準のうち、法規制が定める水準より厳しく設定している物質がある場合、その対応が困難であれば、関係部署と協議の上、その使用可否を決定します。

6.2.1 NTN禁止物質

弊社への納入品に意図的に含有してはいけない物質、および閾値を超えて非意図的に含有してはいけない物質

6.2.2 NTN申告必須物質

弊社への納入品に意図的に、または閾値を超えて非意図的に含有する場合、直ちに弊社に自ら申告が必要な物質。主に欧州 REACH 規則 SVHC(高懸念物質)に定められた情報伝達義務が課せられる物質が対象

6.2.3 NTN要請時報告物質

自社製品への含有情報を管理し、弊社からの調査要求に応じて含有情報を報告する物質

6.3 含有

製品を構成する部品またはそれに使用される材料に、添加、充填、混入、または付着すること(製造工程において意図せずに製品に混入または付着する場合を含む)

6.4 エビデンス

納入品が本基準書に適合することを証明する文書(分析データ、成分表、ミルシート、JIS Z7253 に準拠した SDS、原料メーカーの非含有保証書等)

特に断りの無い場合、「ELV/RoHS10 物質の非含有を証明する分析データ」の意で用いられる

6.5 ELV/RoHS10 物質

従来から ELV 指令および RoHS 指令で含有を禁止されている鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定臭素系難燃剤 2 種(PBB、PBDE)の 6 物質に、2019 年 7 月 22 日から RoHS 指令で禁止されるフタル酸エステル類 4 種(DEHP、BBP、DBP、DIBP)を加えた 10 物質

6.6 管理値

意図的に含有せず、かつ適切な混入防止が図られていれば、超過しないと考えられる ELV/RoHS10

物質の含有率。抜き取り分析において管理値を超えた場合、分析誤差や、調達品のバラつきによって、閾値を超える調達品の存在が危惧される。

6.7 閾値

各種法令または本基準書において、その環境負荷物質の非意図的含有が許容される均質材料あたりの最大濃度

6.8 均質材料

取り外し、切断、粉碎、切削、研磨等の機械的行為によって別々の素材(材料)に分離できない素材(金属合金、ポリマーアロイ、塗料、接着剤、インキ、めっき等)。例えば、軸受のゴムシール(ゴム+メッキ鋼板)ではゴムと板金とメッキ層がそれぞれ均質材料となる

7 要請事項

弊社の仕入先様には、以下項目の実施をお願いします。

7.1 環境に配慮した経営の推進

地球温暖化を始めとする様々な環境問題に対応するため、企業には環境に配慮した企業経営が強く求められています。以下の取組みをお願いします。

7.1.1 環境法令の遵守

環境法令に違反した場合、操業停止等の行政処分により生産活動に支障をきたすリスクがあります。仕入先様におかれましては、各国の環境法令を遵守いただくとともに、万一法令違反等により生産活動に支障をきたす行政処分等を勧告された場合には、弊社への速やかなご連絡をお願いします。

事例) 2017年9月には「環境規制違反による中国金属加工メーカーの操業停止処分により、欧州軸受メーカーの生産が止まった」とのニュースが話題になりました。

7.1.2 環境マネジメントシステムの構築(第三者認証の取得)

弊社では全ての仕入先様に「環境マネジメントシステム〔以下、EMS (Environmental Management System)〕」の構築と第三者認証取得をお願いします。

第三者認証はISO14001を基本としますが、仕入先様の事業規模に応じ、以下の第三者認証についても可とします。

- エコアクション21 (財団法人地球環境戦略研究機関)
- KES (特定非営利活動法人 KES環境機構)
- エコステージ (一般社団法人 エコステージ協会) 等

既に第三者認証取得済みの仕入先様は、EMSの維持・改善、更新をお願いします。また、未取得の仕入先様は、取得に向けての計画策定と早期着手をお願いします。

仕入先様に以下の様式をご提出いただき、EMSの構築状況を確認させていただきます。

<提出書類および時期>

提出書類	時期	様式	提出先
環境マネジメント体制確認シート	・弊社要請時(原則年1回) ・仕入先様の体制変化後1ヶ月以内 (認証取得、更新、返上等)	様式1	主管購買 窓口

7.1.3 CO2排出量の把握・削減

地球温暖化防止に向けたCO2排出量削減は世界的な重要課題です。

弊社では、これら社会課題の解決に貢献するため、NTNカーボンニュートラル目標を設定し、自社の事業活動だけでなくサプライチェーン全体でCO2排出削減に取り組んでいます。

NTNカーボンニュートラル目標
CO2排出削減目標（スコープ1・2）
2030年度までに50%削減(2018年度比)
2035年度までにカーボンニュートラル達成
CO2排出削減目標（スコープ3）
2050年度までにカーボンニュートラル達成

仕入先様におかれましては事業活動に伴うCO2排出量を把握・削減するとともに、弊社から要求があった場合には情報提供をお願いします。

7.1.4 生物多様性保全への取り組み

近年、生物多様性の世界的危機が叫ばれるなか、我が国では「生物多様性基本法」が施行され、企業にも取り組みが求められています。

仕入先様におかれましても生物多様性保全への取り組みを推進するとともに、弊社から要求があった場合にはその状況をご報告いただくようお願いいたします。なお、弊社の生物多様性に関する方針は、NTN環境基本方針の第6項をご覧ください。

7.1.5 水リスク管理の推進

世界的に水資源に関する外的要因(水害や渇水、水質汚染、利用可能な水量の制限等)が事業継続性に及ぼすリスクを把握し、悪影響を最小限化する活動が企業に求められています。

仕入先様におかれましても水リスク管理を推進するとともに、弊社から要求があった場合にはその状況をご報告いただくようお願いいたします。なお、自社の水リスク評価ツールとして、WRI(世界資源研究所)のAQUEDUCT^{※3}、WWF(世界自然保護基金)のWater Risk Filter^{※4}が公開されています。

※3 <http://www.wri.org/applications/maps/aqueduct-atlas/>

※4 <https://riskfilter.org/>

7.2 環境負荷物質の管理と情報伝達

全世界で環境負荷物質規制の法令化が進んでおり、企業活動に対する影響がますます増大しています。特に、欧州ではELV指令およびRoHS指令、REACH規則が施行されており、法令遵守という観点から厳格な環境負荷物質の管理(非含有保証、情報伝達)が要求されています。

弊社では、このような動きの中、独自のNTN環境負荷物質リスト(附属書)を定めサプライチェーン全体での管理徹底を図っていますので、仕入先様には環境負荷物質の管理と情報伝達に関して以下の対応をお願いします。

7.2.1 NTN環境負荷物質管理基準の遵守

弊社では図面や購買仕様書に「環境負荷物質の材料および製品・部品への使用制限要領(品質-D-SB0001)の遵守」を記載しており、仕入先様はこれに従って部品等を納入してください。また、図面や購買仕様書等を取り交わしていない仕入先様については、NTN環境負荷物質リスト(附属書)に記載の「NTN禁止物質」「NTN申告必須物質」「NTN要請時報告物質」の含有情報を把握・管理

するとともに、本基準書に応じた対応をお願いします。

7.2.2 環境負荷物質含有情報および組成情報の提供

NTN環境負荷物質リスト(附属書)に記載した化学物質については、弊社の要求に応じて必ず含有情報をご提供願います(企業秘密として非公開にすることは認められません)。情報提供においては、弊社指示のフォーマット(chemSHERPA、JAPIA、独自書式等)に従ってください。

また、自動車メーカーや自動車関連メーカーからの要請に基づいてIMDS^{※5}へ登録するために必要な情報として、納入品の材料組成の90wt%以上の成分開示をお願いします。

※5 「International Material Data System」の略称

日欧米の主要自動車メーカーが中心となって、自動車を構成する部品の材料および含有物質情報をデータベース化するシステム

7.2.3 環境負荷物質管理体制の構築要請(別紙1)

弊社への納入品に含有するまたは付着する環境負荷物質を把握・管理するとともに、NTN禁止物質、特に、ELV/RoHS 10物質の非含有を保証できる体制を構築してください。

なお、弊社から年1回自主点検をお願いしますので、「環境負荷物質管理体制チェックシート(様式2)」を使って自社の環境負荷物質管理状況を確認し、その結果をご提出願います。管理状況に不備があると判断される場合には、弊社より改善を要請するとともに、仕入先様へ直接訪問して現地監査を実施することがありますのでご協力のほど宜しくお願いします。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
環境負荷物質管理体制チェックシート	・取引開始時 ・弊社要請時(原則年1回)	様式2	主管購買窓口

7.2.4 NTN禁止物質の含有禁止と非含有保証書の提出

弊社への納入品については、NTN禁止物質の意図的含有は含有量を問わず禁止し、非意図的含有の場合には閾値を超える含有を禁止します。

仕入先様におかれましては、この要求事項に適合している証明として「NTN禁止物質の非含有保証書(様式3)」のご提出をお願いします。グリーン調達基準書及び附属書は、配布日から30日後または弊社が定める書類提出期日のうちいずれか遅い方の日から有効とします。非含有保証書(様式3)にご記入いただき、提出期日までに弊社に送付をお願いします。

RoHS指令の適用除外用途については、本基準書においても適用除外とします。ただし、それぞれ有効期限が定められ継続的に見直しが行われていますので、EUのホームページ^{※6}等から入手した最新情報に従って管理ください。

※6: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32011L0065>

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
NTN 禁止物質の非含有保証書	・取引開始時 ・弊社要請時(原則年1回)	様式3	主管購買窓口

7.2.5 検査成績書へのELV/RoHS10物質非含有確認結果の記載

ELV/RoHS10物質の非含有を重要品質特性と位置付け、別紙2の要領に従い、検査成績書に

非含有確認結果をご記入ください。

また、その根拠となるエビデンスについては毎ロットの提出は不要ですが、別紙3および下表の要領に従って作成・提出をお願いします。

なお、調達品によってエビデンスを要する物質が異なりますので表2をご確認ください。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
検査成績書 (分析による確認結果を記載)	毎ロット	(貴社使用様式に追記)	各製品購買窓口
ELV/RoHS10物質エビデンス一覧表 およびその根拠となるエビデンス	・弊社要請時 ・新規品の初回納入時 ・工程変更品の初回納入時	様式4	

7.2.6 NTN禁止物質/申告必須物質の含有申告

弊社への納入品において、NTN禁止物質および申告必須物質を意図的に、または閾値を超えて非意図的に含有することが判明した場合、直ちに自発的に申告してください。このとき、既に含有が判明している物質でも、弊社へ未報告の場合には対象となりますのでご注意ください。

本申告は国内外の法的義務を果すためであり漏れなく対応いただくようお願いします。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
NTN 禁止物質/申告必須物質の含有申告書	含有判明後直ちに	様式5	主管購買窓口

7.2.7 抜き取り分析でのELV/RoHS10物質検出時の対応

弊社および弊社顧客では、調達品受入れ時の抜き取り分析により、ELV/RoHS10物質の含有有無を確認しています。

万一、弊社受入分析で下表の管理値を超える含有が検出された場合、および顧客受入分析で顧客が定める基準値を超える含有が検出された場合には、その理由の明確化と、必要に応じて含有濃度の管理値未満への低減を仕入先様に要請しますので、対応いただくようお願いします。

表3 管理値

対象物質	管理値(ppm)	
1) 鉛およびその化合物(Pb)	樹脂類	100
	その他	500
2) 水銀およびその化合物(Hg)		500
3) カドミウムおよびその化合物(Cd)	樹脂類	20
	その他	75
4) 六価クロム化合物(Cr6+)		500
5) ポリ臭化ビフェニル(PBB)類		500
6) ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		500
7) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)		500
8) フタル酸ブチルベンジル(BBP)		500
9) フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)		500
10) フタル酸ジイソブチル(DIBP)		500

7.3 その他の提出書類

本基準書の取組みに同意いただくとともに、仕入先様の会社情報および責任体制を明確化するために、また、調達品における環境負荷物質の製品含有情報伝達ツールとして、以下書類の提出をお願いします。グリーン調達基準書及び附属書は、配布日から30日後または弊社が定める書類提出期日のうちいずれか遅い方の日から有効とします。同意書(様式6)にご記入いただき、提出期日までに弊社に送付をお願いします。

<提出書類および時期>

提出書類	提出時期	様式	提出先
グリーン調達基準同意書 兼 会社情報登録書	・取引開始時 ・弊社要請時 ・記載情報の変更時から1ヶ月以内	様式6	主管購買窓口
環境負荷物質 製品含有情報調査表	・弊社要請時 (基準書及び、附属書改定時は除く)	附属書に添付 のフォーム	主管購買窓口

7.4 グリーン調達基準書及び附属書の発効日

グリーン調達基準書及び附属書は、配布日から30日後または弊社が定める書類提出期日のうちいずれか遅い方の日から有効とします。

8 情報の取扱い

仕入先様の個人情報については、法令その他の規範を遵守し、適正に取扱います。なお、調達品における環境負荷物質含有情報等については、弊社製品情報の一部として外部に公表させていただく場合があります。

9 問合せ窓口

NTN 株式会社

様式等の提出に関する事項

製品納入事業所 品質保証部門 購買部門

グリーン調達基準書の内容に関する事項

グループ経営本部 ESG 推進部

TEL 06-6449-3517

FAX 06-6443-1578

その他(上記以外で調達、品質に関連する事項がある場合(必要に応じ))

SCM 戦略本部 調達部

TEL 06-6449-3565

FAX 06-6443-1577

品質統括本部 品質管理部

TEL 06-6449-3607

FAX 06-6443-1578

10 付則および改訂履歴

本基準書は2024年6月3日より運用開始します。

本基準書は、国内外の各種法規制や顧客要求、社会情勢の変化等に応じて随時改訂します。最新版は弊社ホームページから入手することが出来ます。

版	改訂日	主な改訂内容
第1版	2007年3月1日	制定
第2版	2007年12月10日	各種様式の提出先を明記する等、小幅改訂
第3版	2011年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ➤NTN 環境負荷物質を2カテゴリー(禁止、申告)から3カテゴリー(禁止、申告必須、要請時報告)に変更 欧州 REACH 規則の SVHC (高懸念物質) の情報伝達義務に対応するため「申告必須物質」を追加 ➤対象物質の見直し 国内外の各種法令、業界基準、顧客基準の改定に対応 ➤CO2 削減および LCA・環境効率、生物多様性保全に関するお願いを追加
第4版	2012年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ➤NTN 環境負荷物質リストの修正 法令および業界・顧客基準の変更のため、禁止物質に3物質追加 欧州 REACH 規則 SVHC 追加に応じて申告必須物質リストに27物質を追加
第5版	2018年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ➤欧州 RoHS 指令の改正を見据え、フタル酸エステル4物質を「禁止物質(弊社が別途定める期限までは申告必須物質とする)」から「禁止物質」に変更 ➤対象物質の見直し 第4版以降に追加された欧州 REACH 規則の SVHC を申告必須物質に追加、その他物質の追加・削除・並替え ➤「調達品毎の遵守義務」一覧表を追加 調達品毎に遵守すべき事項を明確化 ➤「水リスク管理の推進」を仕入先様への要請事項に追加 ➤別紙および様式の見直し
第6版	2024年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ➤本基準書の別紙としていた NTN 環境負荷物質リストを、附属書として本基準書から分離 (NTN 環境負荷物質リストの主な改訂内容については、附属書の「付則および改訂履歴」をご参照ください) ➤NTN カーボンニュートラル目標を追記

NTN

Make the world **NAMERAKA**